

総合評価方式の一部改定について

総合評価方式〔特別簡易型〕及び総合評価方式〔技術力評価型〕について、下記のとおり改定いたします。

記

主な改定内容

総合評価方式〔特別簡易型〕〔技術力評価型〕

工事成績評価点の対象となる工事

現行

3年以内の公社・当該市・都(当該市内)の工事成績を合わせて2件の平均で評価

(2件に満たない場合は2件目を0点とする)

改定後

次の優先順位により評価

- ① 5年以内の公社の工事成績が2件以上の場合は公社の工事成績2件の平均
- ② 5年以内の公社の工事成績が1件のみの場合は公社の工事成績1件
- ③ ①及び②に該当しない場合は2年以内の当該市の工事成績1件
- ④ ①～③に該当しない場合は2年以内の都(当該市内)の工事成績1件

詳しくは発注時における公表事項を参照してください。

施行日

平成26年4月1日以降に契約する案件から適用します。